



守 監 発 第 2 7 号
令和5年12月22日

守谷市監査委員 高瀬 尚則
守谷市監査委員 高梨 恭子



住民監査請求に伴う勧告に対する措置の報告について（公表）

地方自治法第242条第5項の規定に基づき、令和5年9月20日付け守監発第18号にて守谷市選挙管理委員会宛て通知した別添1「住民監査請求に伴う監査結果について（勧告）」に対し、同条第9項の規定により、別添2「『住民監査請求に伴う監査結果について（勧告）』に対する報告」のとおり、同委員会の講じた措置が当職宛て通知されたので、公表する。

別添資料

- 1 住民監査請求に伴う監査結果について（勧告）
（令和5年9月20日付け守監発第18号）
- 2 「住民監査請求に伴う監査結果について（勧告）」に対する報告
（令和5年12月20日付け守選発第15－1号）

守 監 発 第 1 8 号
令和 5 年 9 月 2 0 日

守谷市選挙管理委員会
委員長 若山 昭雄 様

守谷市監査委員 高瀬 尚則
守谷市監査委員 高梨 恭子

住民監査請求に伴う監査の結果について（勧告）

令和 5 年 7 月 2 4 日に提出された地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定に基づく「守谷市職員措置請求書(守谷市長に対する措置請求)」について、同条第 5 項の規定により監査を実施したので、その結果を別添「住民監査請求に伴う監査結果報告書」のとおり報告します。

監査の結果、当該請求には理由がないと認められたため「棄却」としましたが、報告書の「5 監査の結果 理由(3)まとめ」に記載したとおり、選挙公報の配布方法については、検討すべき点があると考えますので、下記のとおり、勧告します。

なお、監査の結果につきましては、守谷市議会、守谷市長及び請求人にも通知いたします。

記

勧告の内容

選挙公報の配布方法について、最も効果的・効率的に配布できる方法を検討し、その結果を 3 か月以内に当職まで報告するよう勧告します。

以上



守選発第15-1号
令和5年12月20日

守谷市監査委員 高 瀬 尚 則 様
守谷市監査委員 高 梨 恭 子 様

守谷市選挙管理委員会
委員長 若 山 昭 雄



「住民監査請求に伴う監査の結果について（勧告）」に対する
報告について

令和5年9月20日付け守選発第18号による勧告を受け、選挙公報の配布方法について、最も効果的・効率的に配布できる方法を検討した結果を以下のとおり報告します。

1 検討結果

選挙公報を選挙期日の2日前までに選挙人に最も効果的・効率的に各世帯に配布する方法の検討に当たっては、まず、茨城県内市町村選挙管理委員会の現況把握を行いました。その結果を踏まえ、自治会・町内会、シルバー人材センター、ポスティングによる配布について方法を検討しましたが、現段階では新たな方法を見いだすことができていません。このため、令和6年2月4日執行予定の守谷市議会議員一般選挙においては、従来どおり新聞折込みにより配布し、補完措置を充実させることとします（各検討内容の概要は「3 個別の検討内容」に記載）。

有権者に対する啓発、周知活動の一環として、選挙公報を選挙管理委員会のホームページに掲載することが可能になり、より多くの有権者が選挙公報を容易に閲覧することができるようになりました。しかしながら、公職選挙法において、選挙公報は「紙」による発行形態を前提としている以上、ホームページに掲載された選挙公報は公職選挙法に規定される「選挙公報」ではありません。市選挙管理委員会としては、今後も守谷市の新聞購読世帯数の減少が危機的状況にあるとの意識を持ち、選挙公報をより多くの選挙人に確実に配布することができる方法についての情報収集を継続して行うこととします。また、状況に応じて、複数の手段を組み合わせた配布についても方法を考える必要があると認識しています。そして、実現可能となった折には新たな配布方法への移行を行うことを考えています。

なお、新聞折込みの補完措置については、選挙人が選挙公報をより容易に入手することができるよう、次のとおり充実させることを予定しています。

・ 申出者への郵送配布について登録制を導入

広報もりや、市ホームページ、Morinfo、SNSに掲載し、登録制である旨を周知します。

- ・配置場所の増設

公共施設の配置場所を見直し、子育て世代が集う場所への配置を充実させます。また、つくばエクスプレス守谷駅構内にも配置します。

- ・SNSによる周知、Morinfoによる通知（※）

市ホームページに選挙公報を掲載することについて、SNSで発信し、Morinfoで通知することでタイムリーに周知します。

- ・投票所入場券、ポスター掲示場による周知（※）

選挙管理委員会ホームページのQRコードを印字し、選挙公報や候補者情報のページに容易にアクセスできるようにします。

（※）公職選挙法上の補完措置として行うものではありません。

2 茨城県内他市町村選挙管理委員会の状況把握

（1）アンケート調査の実施

県内市町村選挙管理委員会（44団体／守谷市を含む）に対し、アンケート調査を実施して現況を把握しました。

調査期間 令和5年8月30日から9月29日まで

回収数 43団体

結果（現在の配布方法）

新聞折込みによる配布	88.4%（38団体）
------------	-------------

自治会・町内会等による配布	9.3%（4団体）
---------------	-----------

シルバー人材センターによる配布	2.3%（1団体）
-----------------	-----------

（2）個別の聞き取り調査

アンケート調査の結果、新聞折込み以外の方法を採用している市及び新聞購読世帯割合の低い市に対し、個別に聞き取りを実施しました。

新聞折込み以外の方法として、自治会等を通じた配布については、市から自治会等への文書配布依頼方法が異なるため、直ちに守谷市の自治会等を通じた文書配布に反映できる内容ではありませんでした。シルバー人材センターによる配布については、守谷市シルバー人材センターに問い合わせる際の参考となる内容でした。

また、新聞購読世帯割合が低い市については、現在のところ苦情等の問題は発生していないようですが、補完措置については参考になる内容でありました。

3 個別の検討内容

（1）自治会・町内会による配布の検討

自治会・町内会による配布が実現した場合、全戸配布ではないものの、配布対象となる世帯は大幅に増えることとなります。

自治会・町内会を通じた文書配布の担当である市民協働推進課に対する聞き取りを実施し、自治会等を通じた文書配布の現状を把握するとともに、選挙公報を配布するための方法、課題について検討しました。

市民協働推進課から示された課題については、ある程度はクリアできたとしても、現在の文書配布の方法では、選挙公報を指定された期間内に配布することは困難であると判断しました。

ア 自治会・町内会を通じた文書配布の現状

市等が発行する広報紙等の文書については、区長業務委託契約に基づき毎月10日に自治会・町内会を通じて配布を行っています。

なお、自治会等加入世帯数は19,255世帯(64.6%)であり、自治会等未加入世帯のうち文書配布世帯数は1,095世帯となっています(いずれも令和5年3月25日現在)。

<配布までの流れ>

①配布日の5日前まで

配布物の担当課は、市民協働推進課に対し文書配布依頼書を提出

②配布日の前日午前中

配布物の担当課による配布準備完了(配布物を自治会・町内会ごとに班分けし、必要部数封入、ラベル表示、所定の場所に配置)

③配布日の前日

市から委託されたシルバー人材センター会員が、自治会・町内会に配達するための準備を行う(配達先ごとの仕分け等)

④配布日(毎月10日)

シルバー人材センター会員が、自治会・町内会に配達する

⑤配布日以降

自治会・町内会において全戸配布・回覧する

イ 自治会・町内会を通じた選挙公報配布の課題

選挙公報の配布は選挙によりタイミングが異なるため、必ずしも10日に配布できるとは限らず、その場合は配布日の増設が想定されます。また、期日が予想できず配布日が直前まで確定しない選挙についても対応していく必要があります。

<課題>

- ①10日以外に配布日を増設することや、配布日が直前まで確定しない可能性があることについて、予め市内158の自治会・町内会の了承を得る必要がある。また、増設する配布日については、遅くともその一箇月

前には自治会・町内会に伝える必要がある。

- ②自治会・町内会を通じた文書配布は、多くの自治会・町内会が一週間以上かけて配布を完了している状況であり、選挙期日の2日前までにといった指定期日までに配布完了を求めることは困難。

※他市において、自治会・町内会に対し期日指定で配布依頼している事例はあるが、配布完了の確認は行っていないとのこと。

- ③10日以外に配布日を増設することや、配布日が直前まで確定しない可能性があることについて、市から自治会・町内会までの配達業務の委託先であるシルバー人材センターとの調整も必要となる。
- ④選挙管理委員会は、告示日から選挙期日までの期日前投票期間において、選挙公報の準備（納品後直ちに自治会・町内会ごとに班分け、折って部数封入、ラベル表示等）、配布漏れ対応等を行う必要がある。

（２）シルバー人材センターによる全戸配布の検討

選挙公報配布の現状について守谷市シルバー人材センターと情報共有し、全戸配布実施の可能性、方法等について検討を依頼したところ、実施するには相当な準備期間と作業が必要である上に、多くの課題が存在するとの回答を受けました。

市選挙管理委員会としては、シルバー人材センターとの長期計画に基づく綿密な事前準備を行うことでクリアできる課題もあると考えています。一方で、地図落としのように時間と手間を要する課題については、期日が予想できない選挙への対応が難しく、また、配布漏れ対応など選挙の告示日から選挙期日までの期日前投票期間中に臨機応変に対応することが難しい課題もあり、総合的に判断して現段階での実施は難しいという結果に至りました。

<課題>

- ①配布には区割りや地図落とし作業が必要であり、相当な時間を要する。
- ②シルバー人材センターの会員を動員するに当たり、適任者を抽出した上で同意を得る必要がある。
- ③配布を担う会員への事前説明会を行い、入念に準備する必要がある。
- ④納品された選挙公報を折る作業や、区割りごとの仕分け作業を行うための場所確保や段取りについて、入念に準備する必要がある。
- ⑤シルバー人材センター、選挙管理委員会、印刷会社等による明確な役割分担とスケジュール調整が必要となる。

（３）ポスティングによる全戸配布の検討

ポスティング業者（県内6社、県外3社）に対する聞き取りを実施し、守谷市での全戸配布実施の可否を確認するとともに、今後ポスティングに

よる配布を実施するために必要な条件、課題等について情報収集しました。

結果としては、全ての業者から現段階では実施できないとの回答を受けました。主な理由は配布人員の確保と配布日数の厳守が困難といった内容であり、現段階では、全戸配布に対応できる業者に限られる上に、選挙公報のポスティング実績のある業者自体がほとんど存在しませんでした。今後、期日が予想できない選挙においても配布人員の確保が可能になり、配布日数についての課題がクリアできた場合は、業者と市選挙管理委員会が協力して、配布方法・体制の構築から行う必要があります。

4 まとめ

(1) 現状と課題の認識

当市では新聞折込みによる選挙公報の配布を実施して補完措置を講じ、市ホームページにも選挙公報を掲載しています。

しかしながら、新聞購読世帯数の減少に加え、市ホームページに選挙公報を掲載することは補完措置として認められず、選挙公報を「選挙人名簿に登録された者の属する各世帯」に配布しているとは言えない状況です。このような中で、他の配布方法がなく、当面は新聞折込みに頼らざるを得ない状況にあることは、当市の選挙執行における喫緊の課題であると認識しています。

(2) 今後の検討方針

選挙公報の配布率を高めるための情報収集及び配布方法の検討を今後も継続し、新たな方法による配布が可能となった場合は、任期満了により公示（告示）日及び選挙期日が事前に示され、かつ公示（告示）日から選挙期日までの期間が長い国政選挙及び県知事選挙での試行を検討します。

(3) 公職選挙法の改正要望

配布方法の検討と並行して国県などの関係機関に対し公職選挙法の改正要望を提出し、市ホームページなどのインターネット上に選挙公報を掲載する対応が公職選挙法で規定する補完措置として認められるよう、継続的な働きかけを行います。